

薬局ってどんなところ？

薬局を「かぜ薬や胃腸薬といった医薬品や、化粧品、サプリメントなどを売っているお店」とだけ思っている人も多いと思いますが、薬局は薬事法という法律の規定によっていろいろな役割(機能)を持っています。



薬局の役割

- 1 薬剤師が販売又は授与の目的で調剤を行う場所を薬局といいます。
- 2 薬局は、「調剤」のほかに「医薬品」を取扱う(販売する)ことができます。
- 3 薬局には、薬剤師が必ずいますので、薬の使い方や健康の維持 増進などについて相談することができます。
- 4 医薬品に関するいろいろな情報(副作用や薬の飲み合わせで注意することなど)の提供が受けられます。



調剤

調剤とは、「医師、歯科医師の発行する処方せんに従って、1種類以上の薬品を配合し若しくは1種類の薬品を使用し特定の分量に従い特定の用法に適合するように特定の人の特定の病気疾病に対する薬剤を調製すること」です。

医薬品

医薬品にはたくさんの種類があり、薬事法で次のように定められています。

- ①「日本薬局方(個々の医薬品の性状や品質の規格・基準を定めた公定書)に収められている物(平成13年4月1日現在 1,328品目)
- ②人や動物の病気の診断、治療又は予防に使用することを目的とされているもので器具器械でないもの



そのほか、薬剤師の専門性を活かした皆さんへの利便性、サービスのため染毛剤、浴用剤などの医薬部外品や化粧品などを扱っている薬局もあります。

医薬部外品

医薬品でないため、薬局以外でも扱える(販売できる)物ですが、薬事法によってその品目が指定されています。(商品に「医薬部外品」と表示されています。)

※一般に医薬品に比べ人体に対する作用が緩和で、その使用目的が人又は動物の病気の予防的なものを言います。

(例) ①染毛剤 ②浴用剤 ③薬用歯磨き ④薬用せっけん など



化粧品

医薬部外品と同様に薬局以外でも扱える(販売できる)物ですが、薬事法によって「人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪をすこやかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用することが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和な物」とされています。

(例) ①化粧水 ②シャンプー ③リンス ④香水 など

